

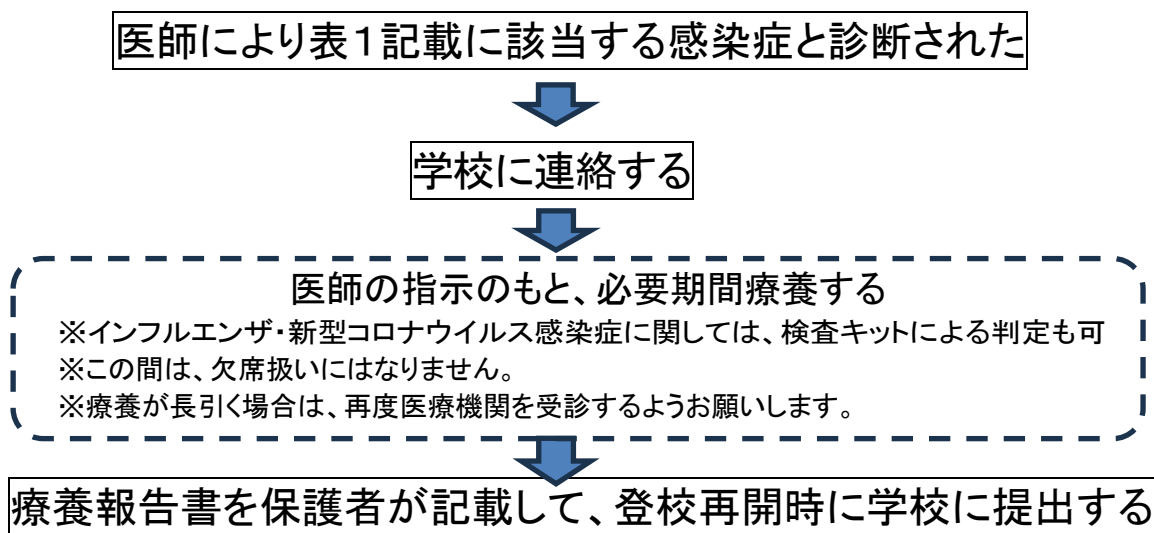
# 学校において予防すべき感染症による出席停止手順

千葉市立千葉高等学校

学校は、生徒が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は感染が拡大しやすく、教育活動に大きな影響を及ぼすことになります。そのため学校保健安全法では、感染症の予防のために出席停止(第19条)等の措置を講じることとされています。

対象となる感染症の種類、出席停止の期間の基準は、学校保健安全法施行規則(第18条・19条)に規定されているとおりです。

医師により表1記載の感染症と診断をされた場合は、以下のフローチャートに従い、対処をお願いします。



## <留意事項>

- ① 医師により登校前に再診が指示されている場合は、病院を受診してから登校するようお願いします。
- ② インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症については、療養報告書のチェック項目についてよく確認し、全ての項目が満たされてからの登校をお願いします。
- ③ 登校再開時は、感染したことが証明できるもの(医療機関を受診した際の領収書のコピーや検査結果を示す画像等)を療養報告書の裏面に貼り付けて提出してください。
- ④ 登校許可の証明は、医師記載の登校許可証明書や医療機関が発行した書類でも構いませんが、この場合は、文書料が発生する場合がありますので、ご注意ください。
- ⑤ 「療養報告書」は、学校から配布したもの、学校ホームページ、千葉市教育委員会保健体育課のホームページからもダウンロードできますので、ご活用ください。

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症出席停止期間(例)

|              | 発症0日目        | 発症1日目 | 発症2日目  | 発症3日目  | 発症4日目 | 発症5日目  | 発症6日目 | 発症7日目 |
|--------------|--------------|-------|--------|--------|-------|--------|-------|-------|
| インフルエンザ      | 発熱<br>出席停止   | 発熱    | 発熱     | 発熱     | 解熱    | 平熱     | 平熱    | 登校可能  |
|              | 発熱<br>出席停止   | 発熱    | 解熱     | 平熱     | 平熱    | 平熱     | 登校可能  |       |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発熱・咳<br>出席停止 | 発熱・咳  | 発熱・咳   | 発熱・咳   | 解熱・咳  | 平熱・咳改善 | 症状軽快  | 登校可能  |
|              | 発熱・咳<br>出席停止 | 発熱・咳  | 解熱・咳改善 | 平熱・咳改善 | 症状軽快  | 症状軽快   | 登校可能  |       |

表1 学校において予防すべき感染症一覧

| 疾 患 名           | 出席停止期間の基準                                                                                                  | ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。 |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| インフルエンザ         | 発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで                                                                |                      |
| 新型コロナウイルス感染症    | 発症した後（発症した日の翌日または無症状の場合は検体を採取した日の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで<br>＊軽快…解熱剤を使用せず熱が下がり、かつ呼吸器症状が改善している |                      |
| 麻疹（はしか）         | 解熱後3日を経過するまで                                                                                               |                      |
| 百日咳             | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで                                                                    |                      |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで                                                                |                      |
| 風しん             | 発しんが消失するまで                                                                                                 |                      |
| 水痘（水ぼうそう）       | すべての発しんが痂皮化するまで                                                                                            |                      |
| 結核              | 医師により感染のおそれがないと認められるまで                                                                                     |                      |
| 咽頭結膜熱（プール熱）     | 主要症状が消退した後2日を経過するまで                                                                                        |                      |
| 髄膜炎菌性髄膜炎        | 医師により感染のおそれがないと認められるまで                                                                                     |                      |
| 腸管出血性大腸菌感染症     | 医師により感染のおそれがないと認められるまで                                                                                     |                      |
| 流行性角結膜炎         | 医師により感染のおそれがないと認められるまで                                                                                     |                      |
| 急性出血性結膜炎        | 医師により感染のおそれがないと認められるまで                                                                                     |                      |
| A群溶連菌感染症        | 抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発しん等の諸症状が回復するまで                                                                       |                      |
| コレラ             | 医師により感染のおそれがないと認められるまで                                                                                     |                      |
| 細菌性赤痢           | 医師により感染のおそれがないと認められるまで                                                                                     |                      |
| 腸チフス            | 医師により感染のおそれがないと認められるまで                                                                                     |                      |
| パラチフス           | 医師により感染のおそれがないと認められるまで                                                                                     |                      |
| ウイルス性肝炎（A型）     | 肝機能が正常になるまで                                                                                                |                      |
| 感染性胃腸炎          | 嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで                                                                                    |                      |
| マイコプラズマ感染症      | 解熱し、咳が軽快するまで                                                                                               |                      |
| 伝染性紅斑（りんご病）     | 発しん期には感染力がないため、全身状態のよい者は登校可能                                                                               |                      |
| ヘルパンギーナ         | 全身状態の安定した者は登校可能                                                                                            |                      |
| 手足口病            | 全身状態の安定した者は登校可能                                                                                            |                      |
| 伝染性膿痂疹（とびひ）     | 患部を覆えれば登校可能。覆えない場合は痂皮が脱落するまで                                                                               |                      |

＊以下の第1種感染症は治癒するまで

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ